

速
報

当会会員社が大阪地裁に仮処分申立

～大阪広域協によるセメント販売店への不当な圧力行為～

経営者会会員社が大阪広域生コンクリート協同組合(以下「大阪広域協」)の圧力により、原材料の供給ストップによる経営危機に陥っており、その行為を大阪地裁に訴えました。

平成30年6月下旬、当会会員社である生コン製造会社 **今栖産業(株)**(以下「今栖社」)は取引契約を締結していたセメント販売店より突如、生コンの原材料である**セメントの供給を停止すると通知されました**。今栖社と該当販売店はセメント供給に関して売買契約を締結しており、一方的な取引停止は明確な違反行為です。また今栖社にとって原材料の供給ストップは企業として死活問題であり、この件に関して平成30年7月4日に該当の販売店に対して”セメント供給停止の無効”を訴える仮処分の申立を**大阪地裁**に行いました。

今回の経緯ですが、**大阪広域協から販売店に対し「経営者会に所属する今栖社に対してセメントの供給を行なうなら、大阪広域協から販売店に支払われる報奨金の支払いを停止する」との強権的な圧力があつた事が理由です。**

本案件に関しても、今までお伝えさせていただいた(株)ティーワイケイ高槻生コン、(株)コーイキリースの事案と同様に**大阪広域協による強権的な圧力行為**が背景にあります。

大阪広域協 執行部は上記のような不当な圧力行為を即時中止し、法令を遵守した協同組合運営を行なうよう、強く求めます。

また、今栖社は本件の解決に向け、**更なる法的手段も検討中**である事をお伝えさせていただきます。

【追記】 和歌山県警が大阪広域協へ家宅捜索に入った。

～ 家宅捜索で狼狽する大阪広域協執行部 ～

当会では今までに、この「共創」を通じて数々の事案をお伝えさせて頂いています。バックナンバーは当会ホームページにも掲出していますので是非、ご一読下さい。

一般社団法人 大阪兵庫生コン経営者会

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-1-3 大阪駅前第3ビル・4階5

T E L 06-6347-5421 <http://www.osaka-namacon.jp/>